

35213

山口県

美祢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
美祢市	50,000 (中小企業 5,000) (市内中小企業 3,000)	新規雇用 15 (中小企業 5) (市内中小企業 3)	課税免除	固定資産税 及び 都市計画税	3年度間
	山口県企業立地促進基本計画 における本市の集積区域内で、 集積業種に属する事業において、 以下の規模で対象施設の新 増設等を行う事業所が「企業立 地計画」を作成し、県の承認を 受けた場合 最低取得価格 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般：20,000 超 ② 農林漁業関連：5,000 超	—	課税免除	固定資産税 (土地・家 屋・構築物が 対象)	3年度間
	① 製造の事業、ソフトウェア 業、旅館業 ② 家屋、償却資産、土地の取 得価格 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美祢市	美祢市企業立地 奨励条例	H20.3  (H25.6 改正)	○雇用奨励金 1 特定事業 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こ ん包業、卸売業、ソフトウェア業、情 報処理サービス業、情報提供サービス 業、広告業、デザイン業、自然科学研 究所及び旅館・ホテル業、産業構造の 高度化、多角化等に寄与すると認める 事業 2 事業所の設置 ①市内に事業所を有しない者が市内に 事業者を新設、又は移設する場合 ②市内に事業所を有する者が市内に事 業所を新設、増設又は移設する場合 3 投下固定資産総額 固定資産の取得価格の合計額)が5億 円以上(中小企業者5,000万円以上(市 内地元中小企業者3,000万円以上))で あること 4 新規常用雇用従業員(市外事業所 からの配置転換者を含む) 15人以上(中小企業者5人以上(市内 中小企業者3人以上))であること 5 その他 本市税を完納していること	○雇用奨励金 ・雇用奨励金 新たに雇用する常用雇用従 業員(市外事業所からの配置 転換者を含む)1人につき20 万円 ・500人を限度(中小企業者又 は市内中小企業者300人) ※操業開始日等の日から起算 して3年を経過した日の前 日までの間に1年以上雇用 していること